

令和 3 年 4 月 6 日

報道各位

商工観光・ふるさと創生課

キッチンカー導入支援事業について

1. 目的

ウィズコロナ、アフターコロナに向けキッチンカーを導入した新規事業・事業拡大を検討している市内事業者に対し、キッチンカーの購入・改修費の補助を行うことにより、新たな事業展開を行う事業者への支援を行います。

2. 対象

- ・市内に住民登録があり市内を営業拠点とする個人
- ・市内に本社を有する法人

3. 補助要件

- ・申請は 1 事業者 1 事業とする
- ・導入したキッチンカーを活用し週 1 回、年間 50 回程度の営業を行うこと
- ・市が指定する市内イベント等に年 3 回以上出店すること
- ・補助を受けてから 3 年以上、移動販売を継続する意思があること
- ・食品衛生法等、移動販売業務に係る法令を遵守すること
- ・事業開始後 3 年間は年度末に実績報告の提出を行うこと

4. 補助対象経費

- ・キッチンカーの購入に要する経費（中古車も対象）
- ・キッチンカーの制作に要する経費
- ・キッチンカーでのキャッシュレス決済機器導入経費

※牽引車及び取り外しのできる什器等、車体本体以外の費用は対象外とする。

また、自賠責保険料、自動車重量税、自動車税など法定費用も対象外とする。

5. 補助金額

補助対象経費の 4 / 5 以内（上限 5,000 千円）で予算の範囲内とする。

※予算額 30,000 千円

6. 申請期間

令和 3 年 4 月 15 日から令和 3 年 5 月 31 日まで

※事前相談についても随時受け付けています。

【担当】

勝山市商工観光・ふるさと創生課
（市役所 2 階）

担当：須見

電話：0779-88-8105

Mail：syoukou@city.katsuyama.lg.jp